

多様な性に関する職員ガイドライン

令和5年2月

帯広市

目 次

1	はじめに	1
2	多様な性についての基礎知識	2
	(1) 性の構成要素を知る	2
	(2) LGBT、SOGI を知る	3
	(3) 性は多様であることを知る	4
3	市民等への対応	6
	(1) 窓口・電話での対応	7
	(2) 申請書、アンケート等における性別の取り扱い	8
	(3) 行政サービスの見直し等	9
	(4) 性自認に配慮した施設の利用	14
4	職場での対応	16
	(1) 職場内での言動	16
	(2) 相談への配慮・対応	16
参考	学校における子どもへの配慮・対応について	18
	多様な性に関する相談窓口	19

1 はじめに

人々の性については、身体の性と心の性が異なる場合や、同性に恋愛感情を抱く場合など、そのあり方は多様であることが知られてきています。一方で、周囲の無理解や偏見・差別、性別に基づく制度や社会的慣行により、生きづらさや様々な困難を抱えている人たちがいることが指摘されており、性のあり方に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現していくことが求められています。

帯広市は、第七期帯広市総合計画において、誰もが多様性を認め、一人ひとりの人権を尊重し合いながら暮らせる環境づくりを進めることとし、その具体化に向けた施策の一つとして、第3次おびひろ男女共同参画プランで「多様な性への理解促進」を掲げ、取り組みを進めています。

本ガイドラインは、この一環として、数多くの市民の皆さんと接する市職員を主な対象とし、市の業務に関する指定管理者や委託業者などの関係者、独自に対応を進めている学校の教職員にも参考にしていただきながら、多様な性に関する正しい知識の普及と、様々な場面における望ましい対応の定着を図るため策定するものです。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢などの変化に応じて見直しを行うこととします。

2 多様な性についての基礎知識

「性の構成要素」や、「LGBT」、「SOGI」という言葉を知り、多様な性について理解を深めましょう。

(1) 性の構成要素を知る

個人の性は、一般的に、戸籍の性すなわち「男性」と「女性」の2つに分けられると理解されていますが、実際には、性的指向、性自認、性表現の組み合わせや程度の違いによって、性のあり方が決まると言われています。

そのため、性のあり方は「男性」、「女性」に二分することができず、一人ひとりが少しづつ異なっており多様なものとなっています。また、性自認や性的指向は流動的な人もいます。

「戸籍の性」

医師等から発行された出生証明書をもとに届けられた戸籍に記載されている身体的な性です。また、特徴的な男性、女性を表さない場合もあるので留意してください。

「性的指向 (Sexual Orientation)」

「私は男性に興味がある」、「私は女性に興味がある」、「両方に興味がある」「両方に興味がない」等の恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているか・いないかなどをいいます。

「性自認 (Gender Identity)」

「私は女である」、「私は男である」、「どちらでもない」、「どちらともいえない」等の、自分がどの性別であるか、ないか、または決めたくないなどという認識をいいます。

「性表現 (Gender Expression)」

服装や言葉遣い、立ち居振る舞い等、社会に向けて自分の性をどのように表現しているかを示します。

性的指向
(好きになる性)
誰を好きになるか・
ならないか



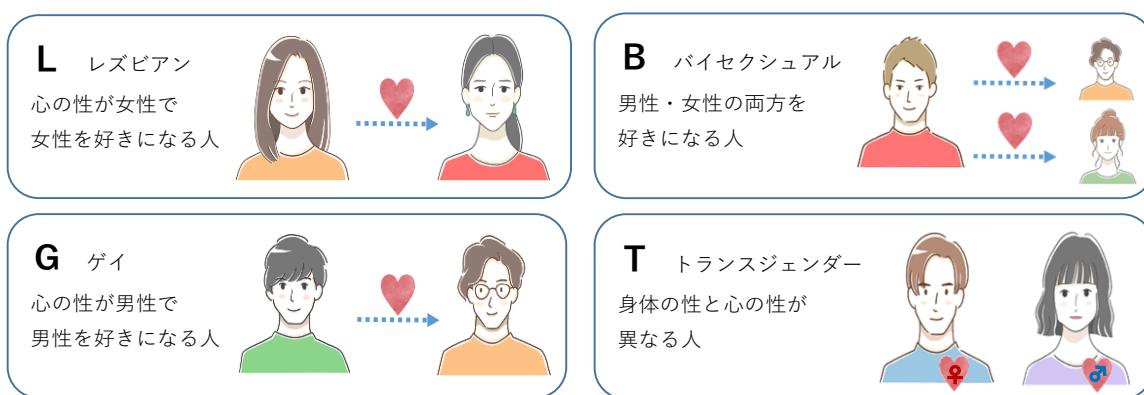
性自認 (心の性)
自分の性別をどう
認識しているか

(2) LGBT、SOGI を知る

「多様な性に関する職員アンケート」（令和2年7月）では、「LGBT」について、「言葉も意味も知っていた」が77.8%であったのに対して、「SOGI」については23.4%という結果でした。

「LGBT」、「SOGI」は、多様な性に関わってよく使われる言葉であり、考え方を正しく理解する必要があります。

「LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）」



LGBTとは、上記の頭文字を組み合わせたもので、性的マイノリティの総称として用いられる場合もあります。

LGBは性的指向、Tは性自認に関係しています。

LGBT以外にも、X-gender エックスジェンダー（心の性を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人）、Questioning クエスチョニング（自分の性を決められない、または決める人）など、さまざまな性のあり方があるため、「LGBTs」や「LGBTQ」、「LGBT等」と表していることがあります。

なお、「第3次おびひろ男女共同参画プラン」では、「性的マイノリティ（少数者）」という表現ではなく、「LGBT等」という表現を統一的に用いています。

「SOGI（ソジまたはソギ）」

「性的指向」Sexual Orientation（セクシャルオリエンテーション）と「性自認」Gender Identity（ジェンダーアイデンティティ）の頭文字をとった略称で、すべての人が持っているそれぞれの性に対する特徴を包括的に表す考え方です。

また、「性表現」Gender Expression（ジェンダーエクスプレッション）を加えて「SOGIE（ソジーまたはソギー）」ということもあります。

(3) 性は多様であることを知る

多様な性を考えるときに「LGBT」という言葉が性的マイノリティの総称としてたびたび用いられますが、エックスジェンダーやクエスチョニングをはじめ、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー以外の多様な性のあり方が含まれていないのではないか、また、個人へのレッテル貼りや差別につながるのではないかとの指摘がなされています。

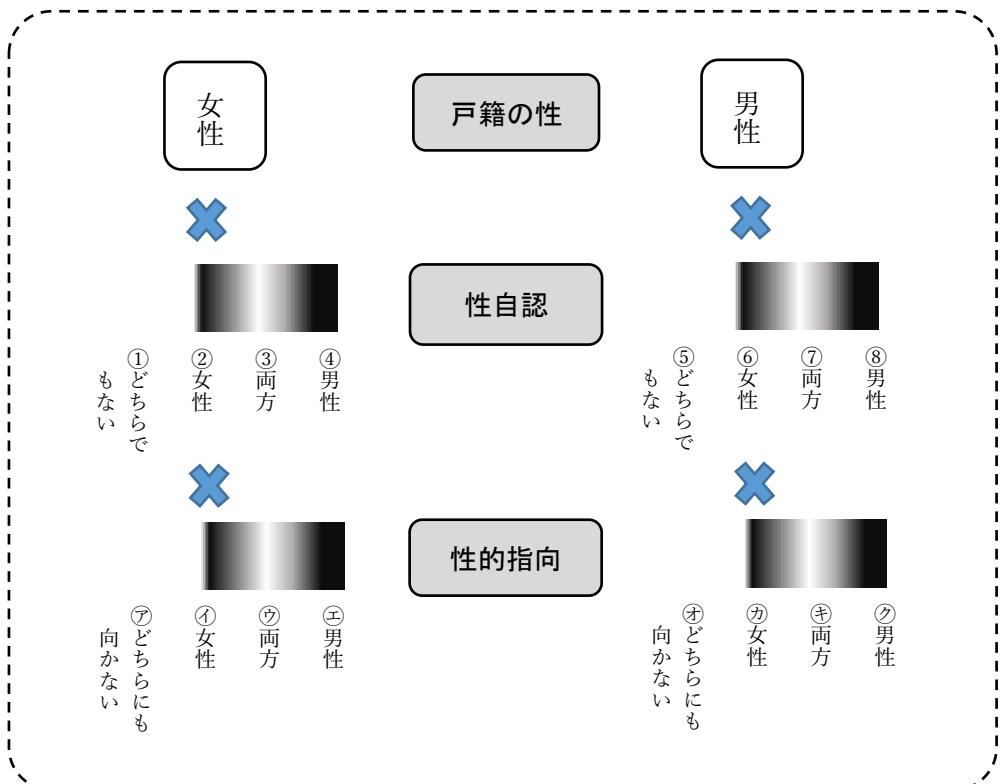
こうしたことから性のあり方については、全ての人の性を「性的指向」、「性自認」により表すことができる「SOGI」の考え方を用いて考えることが必要となっていました。

性自認は、「男性」、「女性」、「男性女性の両方」、「どちらでもない」、「決めたくない」、「わからない」などがあり、性的指向についても、「男性」、「女性」、「男性女性の両方」、「どちらにも向かない」、「決めたくない」などがあります。

これらの様々な要素で形づくられる性のあり方を考えるのが「SOGI」の基本的な考え方です。例えば、「性自認が男性で性的指向が女性」、「性自認が女性で性的指向が男性」、「性自認が男性で性的指向が男性（ゲイ）」、「性自認が女性で性的指向が女性（レズビアン）」という場合や、「性自認がどちらともいえないが、性的指向は男性」などと表すことになります。また、「性的指向」や「性自認」が必ずしも男性、女性に明確に二分されているとは限らず、グラデーションのように程度の違いもあるため、性のあり方は複雑で人によって多様であることになります。

性的指向や性自認は、自分の意志で選べるものではなく変えることもできません。自分の性別をどう認識するか、どの性別に関心を持つかは、個性の一つであると言えます。このため、性のあり方が一人ひとり異なること、多様であることを十分に理解した上で、個人として尊重する姿勢を持つことが大切です。

様々な要素で形づくられる性のあり方は一人ひとり違います



性のあり方の一例を表現したものです。

LGBT を考えてみると、以下の通りになります。

・性的指向

◇性的指向が同性に向いている人

(レズビアン②×①、⑥×⑦、ゲイ：④×⑨、⑧×⑩、)

◇性的指向が同性にも異性にも向いている人

(バイセクシュアル：①×⑨、②×⑨、③×⑨、④×⑨、⑤×⑩、⑥×⑩、⑦×⑩、⑧×⑩)

・性自認

◇戸籍の性と性自認が一致しない人

(トランスジェンダー④、⑥)

また、性自認については、心の性を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人（エックスジェンダー）、自分自身の性を決められない、または決める人（クエスチョニング）、性的指向については、異性のみに向いている人（ヘテロセクシュアル）、恋愛感情や性的関心・興味が生じない人（アセクシュアル）などあり方は多様です。

戸籍の性が男性、性自認が男性、性的指向が女性の場合は、シスジェンダーでヘテロセクシュアルと表れるので、この表では⑧×⑩と表れます。

番号を付けていますが、実際には表れ方に程度があるなど複雑で多様です。

3 市民等への対応

「多様な性に関する職員アンケート」(令和2年7月)では、「これまで当事者と思われる方に窓口や電話等で対応をしたことがありますか」という質問に対して、「ある」が14.9%、「ない」が69.7%、「わからない」が15.4%という結果でした。

このうち、「わからない」と回答した理由をみると、「はっきりとわからなかったから」、「意識していなかったから」、「気づいていないだけのことであって対応したことがないとは言い切れない」との回答が多くなっています。

性的指向や性自認は個人の内面に関わることであり、当事者の方が公表(カミングアウト)していない場合も多くあります。

そのため、当事者から言いにくいことや外見からわかりにくいこともあります。市民等の対応にあっては、無意識のうちに相手に不安や不快感などを与えないように留意する必要があります。

さらに、言葉遣いやしぐさなどから、当事者と推測される場合であっても、必ずしも、相手が特別な配慮を求めるとは限りません。職員アンケートの結果も、当事者と思われる方に接した際、「普段通りの対応をした」との回答が最も多く、状況に応じて、相手を受け止めるような対応や、言葉の選び方・視線などへの配慮を行ったことがうかがえました。

性的指向や性自認は人それぞれであり、対応の仕方に唯一の正解はありません。このため、相手を個人として尊重し、誰に対しても「普段通り」の対応を心がけることを基本としつつ、相手が希望する場合など、特別な配慮が必要と考えられる際には、困りごとや不安の理解に努め、どのような対応が可能かを柔軟に考えることが重要です。

注意してください

◇アウティング(Outing)：暴露

自分がLGBT等の当事者であることを自覚し、そのことを当事者が自らの意志で望む相手に打ち明けることをカミングアウト(Coming-out)といいます。

一方、他者の性的指向や性自認を本人の同意や了承なく、第三者に言いふらしたり、暴露したり、SNSに書き込んだりすることをアウティングといいます。

アウティングは本人の尊厳を深く傷つけます。決して行ってはいけません。

(1) 窓口・電話での対応

市役所の窓口には多くの市民の方々が手続きや相談に来られます。その市民の中には、多様な性的指向・性自認の方もいると考えられ「多様な性的指向や性自認のことを想定していないのでは」、「理解してくれていない」、など大きな不安を抱えて窓口に来られることもあります。

例えば、戸籍の性とは別の性で生活をしている方や、名前から想定される性別と外見が一致しないため、人前で名前を呼ばれたくない人もいます。名前や性別に関する対応は慎重に行うことが重要です。

あるいは、パートナーが戸籍上は同性の方もいます。家庭環境を尋ねる場合には、パートナーが異性であると決めつけないように、性別や関係性を決めつけない表現を使いましょう。

- ・夫、妻、旦那様、奥様 →パートナー、お連れ合い、お付き合いされている方
- ・お父さん、お母さん →保護者の方、ご家族の方

困りごと	望ましい対応
見た目と名前から推測する性が違うことが分かってしまうのではないか	<ul style="list-style-type: none">・窓口で呼び出す場合 受付番号を発行している部署は原則番号で対応し、番号を発行していないところは、「次の方どうぞ」など名前を呼ばない。また、名前を呼ぶ場合にも名字のみにすることや、多くある名字の場合は、フルネームで呼んでよいかなど、呼び方の確認をする。・声の大きさに注意するほか、一部に筆談を交える、書類を指を指して確認するなど他の来庁者に聞こえないようする。・電話での対応では、性別が相手の周りにいる人に判明しないよう配慮する。・可能な範囲でプライバシーが守られる場所で対応する。
何回も同じ話をしなくてはいけないのではないか	<ul style="list-style-type: none">・一連の手続きで他の窓口へつなぐ場合は、事前に本人の了承を得て引き継ぎ、多重確認をしないようにする。
変な目で見られるのではないか	<ul style="list-style-type: none">・当事者と推測される場合も、普段どおりの対応を行う。
本人確認でいやな思いをするのではないか	<ul style="list-style-type: none">・本人確認をする際には、性別によらず、生年月日や住所等の方法で確認する。
窓口で対応する人が苦手な性の人などではないか	<ul style="list-style-type: none">・希望があれば別の職員に対応を代わる。

(2) 申請書・アンケート等における性別の取り扱い

「多様な性に関する職員アンケート」で「対応した方は性に関する困りごとを抱えていましたか」という質問に対して、「性別記載欄の記入時の悩みがある旨をお聞きした」という回答がありました。

性別を記載しなくてはならないときに、「性別を書かなければならぬのか」、「戸籍の性を書かなくてはならぬのか」、「自分が思う性を書けないのか」といった不安を持っているかもしれません。

帯広市では申請書等の性別記載欄について、可能なものについては削除するよう対応しています。新たに申請書やアンケート等を作成する際には、法令等に基づく場合や、事務上必要とするものを除いて、必要な性別記載欄は設けないようにしましょう。

申請書・アンケート等を作成する際のポイント

- ① 国、道など市以外の機関が法令等で定めているもの、業務上、性別情報が必要な場合を除き、**性別記載欄を設定しないことが原則です**。ただし、業務上性別情報が必要とされているものでも、今一度考えてみる必要があります。
- ② 性別記載欄が必要か検討する際は以下の確認事項を参考にしましょう。

ケース	確認事項
本人確認として性別情報が必要な場合	・性別以外の情報(氏名・住所・生年月日等)を使用することで性別情報が不要とならないか。
医療上身体的な性別情報を収集する必要がある場合	・性別により、健診・検査等の内容・数値、健康管理などの助言内容が異なるか。
性別によって対応を区別する必要がある場合	・更衣室やトイレ、休憩室など、性別により対応を区別する必要があるものか。
統計上、男女別の結果が必要な場合	・性別による満足度やニーズの差等を確認し、施策に反映するものか。

③ 性別情報が必要な場合でも次のような配慮に心掛けましょう。

○記載方法は自書式とし、任意の性別を記入できるようにする
(この場合、戸籍上の性別とは異なるケースがあることに留意する)

記載例) 性別()

○アンケート等については、性別記載を任意とすることなど工夫する
記載例) 性別()

※性別を記入したくない場合は空欄で結構です

○戸籍上の性別がわからないと業務上支障がある場合については、性別記載が必要な理由を記載するなど工夫する

記載例) 性別(男性 ・ 女性)

※検査値の基準値が男女で異なるため戸籍上の性別を選択してください

(3) 行政サービスの見直し等

多様な性に関わっては、次のように、行政サービスの適用及び手続きの見直し等に取り組むことが重要です。

① 性的指向について

法令による制約などのやむを得ない理由がある場合を除き、パートナーを配偶者や家族・親族等と同等に取り扱う方向で、行政サービスの適用及び手続きの見直し等に取り組みましょう。

その際、パートナーシップ制度の利用を要件とする必要性について十分に検討するとともに、サービスの目的などを踏まえ、パートナー以外の者に対する公平な取り扱いにも配慮しましょう。

② 性自認について

法令による制約などのやむを得ない理由がある場合を除き、性自認に関わらず、誰もが行政サービスを公平に利用できるよう、行政サービスの適用及び手続きの見直し等に取り組みましょう。

その際、当事者に不利益や逆差別を生じたり、過度な行政負担を生じたりすることのないよう、サービスの適用や手続きについて、必要かつ合理的な範囲で変更・調整を行いましょう。

多様な性に関わる行政サービス一覧（令和5年1月現在）

No.	制度・サービス名	内容	要件・必要書類	パートナーシップ登録証等の提示	担当課
1	軽自動車税（種別割）の免除	身体障害者・知的障害者のパートナーが所有する軽自動車を、その障害がある方の通院等に使用する場合等は、軽自動車税（種別割）を免除できる。なお、申請の際、二人の間柄を確認することはないこととしている。	○要件 パートナーが身体障害者等と同居人であること、または介護運転者であること ○必要書類 障害者手帳、車検証、運転者の運転免許証	不要	市民税課 税務係
2	同一世帯としての住民登録	同じ住所で生計が同一である場合、希望に応じて、本人とパートナーを同一世帯として住民登録することができる。この場合、関係法令に基づき、世帯主との続柄を記載する必要があるため、窓口では二人が親族であるか、親族以外の同居人であるかを口頭で確認することとしており、その際は、同居人である旨、回答を求ることとしている。	○要件 お二人が同一住所、同一生計であること ○必要書類 転入届または転居届	不要	戸籍住民課 住民記録係
3	市民霊園の利用	お二人のどちらか一方が使用者となっている墓地については、パートナーを埋葬することができる。なお、市の条例において埋葬できる方が墓地の使用者の家族又は親族のみと定められているため、お二人が家族又は親族であるかを確認することとしており、その際は、家族である旨、口頭で回答を求ることとしている。	○要件 特になし ○必要書類 火葬済証明書または改葬許可証	不要	戸籍住民課 管理係
4	犯罪被害者等への支援	市民が犯罪被害に遭った場合、本人のほか、家族・遺族の方々についても、相談対応や情報提供、助言等の支援を行っている。パートナーの方が被害を受けた際にも、家族及び遺族と同等に対応している。 なお、市の要綱において支援対象が犯罪被害者とその家族・遺族と定められているため、二人が家族又は遺族であるかをどうかを確認する場合があり、その際は、家族である旨、口頭で回答を求ることとしている。	特になし	不要	危機対策課 交通防犯係
5	救急搬送時の説明・救急車への同乗	救急車により病院などへ搬送される際、パートナーに家族と同様に状況を説明する。また、救急車への同乗も可能。 なお、関係者以外への説明や同乗を避けるため、搬送される方の家族であるかどうかを確認する場合があり、その際は、家族である旨、口頭で回答を求ることとしている。	特になし	不要	消防課 総務係
6	生活保護の認定	パートナーと一緒に住居に居住し生活を共にしている方は、同一世帯として生活保護を申請できる（住民票上、同一世帯である必要はありません）。既に生活保護を受けていたりパートナーになり、同一世帯として申請する場合も同様。 なお、相談された方の生活状況の把握のため、お二人が家族であるかどうかを確認する場合があり、その際は、家族である旨、口頭で回答を求ることとしている。	○要件 同一住居に居住し生活を共にしていること（入院中など特別な事情を除く。） ○必要書類 保護申請書（急迫保護など特別な事情を除く。）など	不要	生活支援第一課、 第二課 総務・支援係
7	国民健康保険への加入	住民票の世帯ごとに世帯主が手続きを行えば、本人とパートナーが同一世帯として国民健康保険に加入することができる。なお、申請の際、二人の間柄を確認することはない。	○要件 住民票上ご本人とパートナーの方が同一世帯であること ○必要書類 健康保険資格喪失証明書など	不要	国保課 給付係
8	被保険者証の通称表記	国民健康保険の被保険者証（・兼高齢受給者証）、限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証と、介護保険の被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証・利用者負担軽減確認証については、申請により、表面の氏名を通称表記とし、裏面に戸籍上の氏名を記載することができる。	○要件 性同一性障害に関する医師の診断が必要 ○必要書類 医師の診断書 通称名が日常的に用いられることが確認できる書類	不要	国保課 給付係 介護高齢福祉課 総務・保険料係

多様な性に関わる行政サービス一覧（令和5年1月現在）

No.	制度・サービス名	内容	要件・必要書類	パートナーシップ登録証等の提示	担当課
9	被保険者証の性別の裏面表記	国民健康保険と介護保険の被保険者証については、申請により、表面に性別を記載せず、裏面に戸籍上の性別を記載することができる（国民健康保険の限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証と、介護保険の負担割合証・負担限度額認定証・利用者負担軽減確認証には性別欄なし）。	○要件 性別表記の変更について、やむを得ない理由があると判断した場合 ○必要書類 国民健康保険：特に無し 介護保険：申請書 ※いずれも、やむを得ない理由の有無を判断できない場合は、診断書の提示を求める場合がある	不要	国保課 給付係 介護高齢福祉課 総務・保険料係
10	公立保育所での送迎	公立保育所への児童の送迎については、保護者の方から事前に連絡いただければ、祖父母や知人のほか、パートナーの方も対応可能。なお、事前連絡の際、二人の間柄を確認することはない。	○要件 保護者から、事前に各保育所に連絡する	不要	こども課 保育所幼稚園係
11	生きるを支える取り組み（自殺予防）	帯広市では、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指し、生きることの支援を行っている。対象は全ての市民の皆さんであり、性のあり方に関わらず、どなたでも相談できる。	特になし	不要	健康推進課 健康第1係
12	住宅の取得や改修に対する補助	住宅の取得や改修に対する以下の補助金については、一定の要件を満たす場合、世帯を構成する二人の間柄に関わりなく利用できる。なお、申請の際、二人の間柄を確認することはない。 ○おひろスマイル住宅新築補助金、住まいの改修助成金、ユニバーサルデザイン住宅新築補助金、ユニバーサルデザイン住宅増改築補助金、ユニバーサルデザイン住宅改修補助金、空家改修補助金、特定空家解体補助金 ●木造住宅無料耐震簡易診断、木造住宅耐震診断補助金、木造住宅耐震改修補助金、旧耐震住宅建替え補助金、旧耐震住宅除却補助金	○要件（詳細はホームページ参照） 住宅の所有者または所有予定者の方等で、所得（※1）を基にした規定金額（※2）の世帯総額が550万円（特定空家解体補助金のみ220万円）以下（無料耐震簡易診断には所得要件なし） ※1 会社員などの場合、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額 ※2 所得金額に給与所得または公的年金に係る離所得が含まれている場合に、給与所得または公的年金等所得の合計額から10万円を限度に控除した額	不要	建築開発課 ○：住まい宅地係 ●：建築指導係
13	制服の選択	全ての中学校において、性別に関わらず制服を選択できる。	特になし	不要	学校教育指導課 教育指導係
14	学校施設の利用に関する配慮	各学校の更衣室やトイレの利用については、個別のケースに応じて、各学校にご相談いただくことで対応ができるよう配慮している。	※詳しくは各学校に相談	不要	学校教育指導課 教育指導係
15	税関係の証明の発行	納税証明書や市道民税の所得証明書、固定資産評価証明書など税関係の証明については、パートナーシップ登録証等を提示していただければ、パートナーが委任状なしに各証明の発行を請求することができる。ただし、本人とパートナーが、住民票上同一世帯である場合に限る。	○要件 住民票上ご本人とパートナーの方が同一世帯であること ○必要書類 各申請書など	必要	市民税課 税証明窓口
16	搬送証明書の交付	傷病者が救急車で病院などに搬送されたことを証明するため、「救急搬送証明書」を発行している。 発行には傷病者本人の申請が必要だが、パートナーシップ登録証等や本人からの委任状を提示していただければ、パートナーが代理で申請できる。	○必要書類 救急搬送証明書交付申請書	必要	消防課 総務係
17	合同納骨塚へのパートナーの埋葬	合同納骨塚の使用については、埋葬される方のパートナーが申請できます。 なお、死体火葬許可証・収蔵証明書・改葬許可証の申請者がパートナーでない場合は、パートナーシップ登録証等の提示または同居の実態が分かる住民票などを提出いただき、埋葬される方との関係を確認することとしている。	○要件 以下のいずれかに当てはまる方 ・帯広市に居住し、埋葬する故人の焼骨を持つ方 ・帯広市以外に居住し、帯広市に居住したことがある故人の焼骨を持つ方 ・帯広市が管理する靈園、墓地を使用している方 ○必要書類 墓地使用許可申請書、同意書、住民票等	必要	戸籍住民課 管理係
18	墓地使用権の承継	墓地使用権については、パートナーシップ登録証等を提示していただければ、パートナーに承継することができる。	○必要書類 墓地使用許可証、墓地使用権承継届、墓地使用権承継同意書等	必要	戸籍住民課 管理係

多様な性に関わる行政サービス一覧（令和5年1月現在）

No.	制度・サービス名	内容	要件・必要書類	パートナーシップ登録証等の提示	担当課
19	保育所等の利用	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、または認可外保育施設を利用する際、必要な書類の統柄欄に「パートナー」と記載することができる。これにより、登録証等を提示しなくとも、施設やこども課へパートナーシップ関係にあることを伝えることができる。	○留意点 パートナーシップ制度を利用している場合、申込書の統柄欄の内容や子の氏名の記載の有無に関わらず、「ひとり親家庭」ではなくなる。保育所の入所判定や保育料の算定などに影響が生じるため、事前に問い合わせ願いたい。	必要	こども課 保育所幼稚園係
20	市営住宅への入居申請	市営住宅について、パートナーシップ登録証等を提示いただければ、パートナーの方と同一世帯として入居申請できる。	○要件 入居の際は、配偶者の方と同様に、パートナーの方と同居していただくことが要件となる。 ○必要書類 各申請書など ○留意点 パートナーシップ制度を利用している場合、登録証等における子の氏名の記載の有無に関わらず、「母子世帯」や「父子世帯」ではなくなり、抽選時の優遇措置の対象外となる。	必要	住宅営繕課 市営住宅係
21	就学援助の申請	就学援助について、パートナーシップ登録証等を提示いただければ、パートナーの方が保護者として申請できる。なお、登録証等に子の氏名を掲載する必要はない。	○要件 要保護世帯または準要保護世帯であること ○必要書類 就学援助受給申請書など	必要	学校教育課 学校教育係
22	帯広市職員の福利厚生制度	市職員の配偶者などが対象となっている以下の福利厚生制度について、パートナーも対象とする。申請に当たっては、パートナーシップ登録証等の提示が必要。 ※結婚休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、介護休暇、短期介護休暇、介護時間、忌引休暇、法要休暇、扶養手当	○必要書類 各申請書など	必要	人事課 職員厚生係

帯広市パートナーシップ制度

帯広市では、性的指向や性自認に伴う差別や偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指し、帯広市パートナーシップ制度を令和4年12月1日から開始しました。

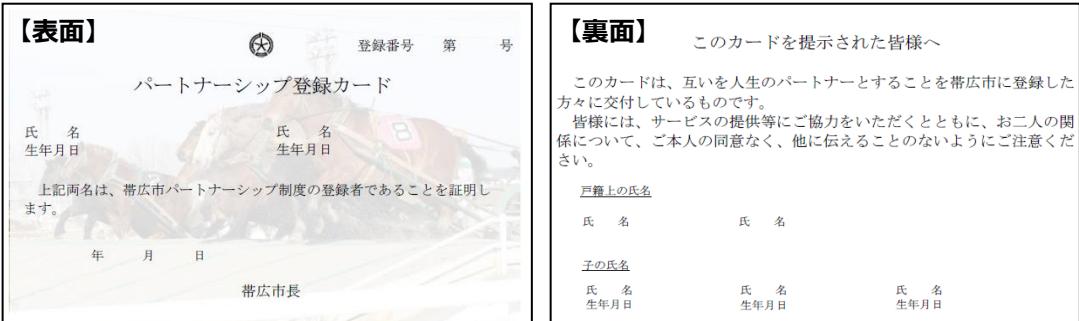
この制度は、互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活を行っている、または共同生活を行うことを約束した関係であることを市に申請し、登録を受けた方に証明書等を交付するものです。

自治体の制度であるため、法的な効果はありませんが、先行自治体が実施したアンケート等によると、2人の関係が受け入れられることに伴う安心感、周囲の理解の広がり、関係の説明のしやすさ、各種サービスの適用範囲の拡大などの効果が指摘されています。

【帯広市パートナーシップ制度の対象者】

- 1) 双方が民法第4条に規定する成年に達していること
- 2) 次のいずれかに該当すること
 - ア 双方が帯広市まちづくり基本条例に定める「市民」であること
 - イ 一方が市民であり、かつ、他的一方が市民になることを予定していること
 - ウ 双方が市民になることを予定していること
- 3) 双方に配偶者（2者が国外で婚姻した場合を除く）や事実婚の関係にある者がいないこと（いずれも相手方を含む）
- 4) 双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係ないこと
- 5) 民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができない者同士の関係ないこと（養子縁組関係にある場合を除く）

▼パートナーシップ登録カード（イメージ）



(4) 性自認に配慮した施設の利用

① トイレ・更衣室等の施設利用

トイレ・更衣室の利用は、誰もが使いやすいよう、どのような対応が可能か考えることが必要です。本人の意思をなるべく尊重した対応や他の利用者との調整をどのように行うかについて検討しましょう。

男女共用トイレについては、男女共用サインを設置するほか、そのトイレしか使えない方がいることに配慮した利用を促す表示を設置しましょう。(参考:多目的トイレの表示例)また、施設の整備を行う場合は、男女共用トイレを最低1ヶ所は設置しましょう。

更衣室については、不特定多数の人の前で着替えなくともよいようブースや仕切りを設けるなど、個室として使えるスペースを確保することが求められます。

困りごと	望ましい対応
障害がないのに多目的トイレに入っていいのか悩む	・既存の多目的トイレに利用についての配慮の表示をする。
どこに多目的トイレがあるのか	・多目的トイレがある施設については、施設案内(ホームページ・パンフレット等)に多目的トイレが設置されていることを記載する。 ・男女が別になっているトイレの近くには多目的トイレがないが、同じ建物内に多目的トイレがある場合は、多目的トイレの場所の案内表示をつける。
多目的トイレがない	・人がいないときなどに使ってもらうなど、使い方を検討する。
みんなの前で着替えることを避けたい	・性別に関わらず使用できる個室の更衣スペースを確保する。 ・男女別の更衣室の場合は、パーテーションなどを使用して個室として使えるスペースを設置する。

多目的トイレの表示例



② 災害時における避難所等での対応

災害時については、非常時であるため限られた設備、物資の中で全てに対応することは難しいですが、高齢者や障害のある人、病気を持つ人、子ども、女性、外国人等と同様に、多様な性的指向や性自認についても可能な限り配慮する必要があります。

当事者の方は、他者の視線が気になり避難所等で同性パートナーと生活することができなかったり、避難所等で過ごすうちに物資の受け取りやトイレ・更衣室等の使用の場面がカミングアウトにつながるのではないか、といった様々な不安を抱えています。

そのため、当事者の方には、困りごとや不安なことを相談できる人が必要となります。職員は日頃より性の多様性を十分理解し、災害時のニーズについて理解を深めることが求められます。また、避難所に関わる市職員以外の方々にも、本ガイドライン等を利用し、当事者の抱えている困りごとなどについて周知してください。

困りごと	望ましい対応
見た目と名前から推測する性が違うことが分かってしまうのではないか	・避難所名簿の受付の際に、配慮が求められた場合、通称名の使用や呼び方の対応を行う。
自分が必要とする物資を受け取ることができるか	・避難所へ届けられる必要物資(服や下着など)は、本人の性自認を尊重し受け取ることができるような方法を検討する。
トイレ・更衣室はどう使えばよいか	・設置場所や使用方法・ルールなどを検討する。
相談したいが、担当者に男性(女性)しかいない	・男女双方の相談担当をおくようにする。
家族と同様にパートナーに情報をお伝えもらえるのか	・避難者名簿の「親族などの連絡先」にパートナーの情報を記載してもらう。

4 職場での対応

職場でも、前述の市民対応と同様の対応が基本となります。長時間いる場所であることからより配慮が求められます。問題が目に見えないからといって、不安や困難がないとは限りません。自分の性的指向や性自認について悩んだり苦しんでいたりする人もいます。職員一人ひとりが性的指向や性自認に関する理解を深め、お互いがより働きやすい職場となるような職場環境づくりが必要です。

(1) 職場内での言動

誰もが働きやすい職場づくりには、差別やいじめ、ハラスメントがないことが重要です。直接差別やいじめを受けた場合に限らず、他者同士の会話や雰囲気で差別を感じることもあります。何気ない態度や言葉で相手を傷つけている場合があることを理解し十分注意してください。他人の性的指向や性自認の話題を面白おかしく話をしたり、否定したり、性の在り方を決めつける発言は、知らないところで傷ついている人がいることを想定する必要があります。「ホモネタ」「レズネタ」など人をからかうような場面で性に関わる言葉を使うことは差別にあたります。たとえ冗談であってもしてはいけません。

性的指向や性自認は個人の特性であり、差別的言動は人権侵害であること、また当事者である職員や親族を持つ人にとっては、精神的苦痛となることに留意しましょう。

こんな言葉を使っていませんか

- 彼氏／彼女いるの？（その人の性的指向を見た目の性で決めつけ、さらに異性が恋愛の対象であることを前提としています）
- 男らしくないな／女らしくないな（男らしさ、女らしさの押し付けとなります）
- あの人ってレズっぽいよね（性に関わる言葉を使って人をからかうことは差別にあたります）
- いつまでも結婚しないとそっちの人だと思われるぞ（性のあり方について決めつけてはいるだけでなく、人の価値観を否定することになります）

(2) 相談への配慮・対応

性的指向・性自認に関する他の人からの発言や、職場の設備利用などの悩み事がある場合については、同僚や上司へ相談したり、下記の人事課相談窓口を利用してください。

相談を受けた同僚や上司は、プライバシーに十分に配慮しながら本人の話を真摯に受け止めましょう。管理職や周囲との情報共有が必要と思われる場合も、本人の希望を優先し、必ず同意を得ることが重要です。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ○総務部 人事課 職員厚生係（本庁舎 5階） | 直通 65-4107 内線 1311 |
| ○総務部 人事課 健康相談室（本庁舎 11階） | 直通 65-4166 内線 3115 |

相談やカミングアウトを受けたら

相談者はあなたを信頼して話してくれています。

話を聞く際には、安易に理解したと思わず、**相談者の話をじっくり聞くことが重要です。**何に困っているのか、どう対応してほしいのか、真摯にその人の話を聞いてください。

困りごとや対応してほしいことは一人ひとり異なるので、相談者の思いを尊重しましょう。相談やカミングアウトを受けた人が、すべてを解決しなければならないわけではありません。専門的なことが含まれる場合や、一人で解決できない場合は、人事課相談窓口や専門機関を利用してください。

ただし、相談された内容を、本人の同意がないまま他の人に伝えることは決して行ってはなりません。この行為は、アウェイティングにあたります。

第三者に情報を伝えなければならない場合は、相談者に「伝えてよい人は誰なのか」「どの程度まで話してよいか」を必ず確認してください。

相談を受けた時には、「それは確かですか？」などと本人のセクシュアリティを疑問視したり、「ほんの一過性に過ぎない」などと誤った認識の言葉かけをしたりせず話を聞いてください。

相談を受ける際に気に留めておくこと

相談者がしてほしいと考えられること	ただ聞いてほしい・受け止めてほしい 今までどおり接してほしい 自分の状況を知ってほしい 支援してほしいことがある 他の人へのカミングアウトに協力してほしい 専門的に相談できるところなどを紹介してほしい
伝えてよい範囲として考えられること	他の人に伝えないでほしい 対応する上で必要な人のみ伝えてよい 他の人に伝えてほしい（課内、係内、人事課など）

アライを知っていますか

アライ (Ally)：当事者に共感し寄り添いたいと思う人

困りごとや問題を抱えている人がいるときに一緒に考え、行動する人のことを言います。当事者の困りごとや不安は、理解されていないことからの偏見から生じていることが一因とされています。そのため、一人ひとりが多様な性について知識を持って、相手に寄り添った言動や支援する気持ちを表すことが大切です。

(参考) 学校における子どもへの配慮・対応について

平成27年1月に北海道教育委員会より「性同一性障害の理解のために」、平成28年4月に文部科学省から「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が発出されたほか、令和4年12月に「生徒指導提要」が改訂され、児童・生徒に対する具体的な支援の事例について示されています。

帯広市では、これらの指針のもとに、安心して学校生活を送れるように下記の支援を行っています。

(1) 学校内の体制

校長を中心に全ての教職員が、性的指向・性自認に基づく差別・いじめに対しても厳しい態度で挑む姿勢を示しながら、子ども本人が、自らの性的指向・性自認について悩んだときに、教職員に悩みや心配を安心して相談できるような信頼関係を築いていきます。

また、学校は、子どもが性的指向・性自認に関する正確な情報を得られる環境作りや、個人的な配慮と丁寧な校内対応に努めます。

(2) 教職員理解のための取組み

子ども本人や保護者等からの相談や悩みに、全ての教職員が対応できるよう、学習会や校内研修などを実施します。

(3) 教室等における配慮

子どもの個別性を受容する学級風土の醸成、子どもの発達段階に応じた人権教育の推進、多様なロールモデルを前提とした進路指導などを行います。

(4) 部活動等における配慮

部活動の際に、使用物品や施設等に配慮することや、役割分担に、本人の希望を反映するよう検討すること、課外活動先における情報共有などを行います。

(5) 学校生活、施設利用における具体的な配慮事例

戸籍上の性と異なる施設の利用について検討したり、規定の推奨服等について配慮します。

(6) 事務・手続き等における配慮

不要な性別欄の削除や、通称名の使用を検討します。

(参考) 多様な性に関する相談窓口

○性的マイノリティ専門窓口

よりそいホットライン
0120-279-338
相談時間：24 時間、通話料無料
全国どこからでもかけられる電話相談で、性的マイノリティ専用回線を設けています。
ガイダンスが流れたら4番を押してください。
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

にじいろ talk-talk
LINE @ebx1820z twitter @LLinq2018
相談時間：月に1回の相談です。日程等詳細はtwitterなどで確認してください
セクシュアリティに関する悩みを理解している相談員が話を聞いてきてくれる
LINE相談です。
NPO 法人北海道レインボー・リソースセンターL-Port

○心とからだの健康相談

健康相談
電話：0155-25-9721 FAX：0155-25-7445
相談時間：月～金 8:45～17:30（祝日を除く）
心やからだの健康づくりのため、保健師・看護師・栄養士・健康運動指導士などが相談をお受けします。
帯広市健康推進課 ☎080-0808 帯広市東8条南13丁目1 帯広市保健福祉センター内

こころの健康相談統一ダイヤル
0570-064-556
相談時間：月～金 9:00～22:30（22時まで受付）
土・日・祝日 10:00～16:00（12月29日～1月3日を除く）
性的指向に関する葛藤や自分自身を受け入れられないなどの悩みについて本人はもちろん、家族など周囲の人も気軽に相談できる公的な窓口です。
札幌市以外からは北海道立精神保健福祉センターにつながります。

○人権相談

みんなの人権 110 番
0570-003-110 電話をかけた場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります
相談時間：月～金：8:30～17:15（12月29日～1月3日を除く）
性的指向や性同一性障害に関する人権相談に応じており、人権侵害の疑いがある場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえて、事案に応じた適切な措置を講じています。
【北海道内の法務局】札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局

○職場におけるセクシュアルハラスメント相談

帯広総合労働相談コーナー
0155-97-1242
相談時間：月～金：8:30～17:15（12月29日～1月3日を除く）
性的指向や性自認にかかわらず、性的な言動により就業環境が害されるなどの場合は、相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。
帯広労働基準監督署内

○法的トラブルに関する情報提供

法テラスサポートダイヤル
0570-078-374
相談時間：月～金：9:00～21:00 土 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
当事者が直面する法的トラブルの解決に役立つ法情報や相談窓口の情報を提供します。通信料はかかりますが、情報提供は無料です

○性同一性障害の治療

札幌医科大学付属病院 GID クリニック
011-611-2111（代表）
http://web.sapmed.ac.jp/hospital/guide/mumhv60000002vz7.html

多様な性に関する職員ガイドライン

策 定 令和2年12月
改 訂 令和5年 2月
市民福祉部 地域福祉室 市民活動課
総務部 組織人事室 人事課
問合せ先 市民活動課 男女共同参画係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
TEL: 0155-65-4134 FAX: 0155-23-0156
E-mail : danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp